

大川広域行政組合消防職員安全運転服務規程

〔 昭和49年 1月22日 〕
訓 令 第 3 号

改正 平成16年 3月29日訓令第 8号

(趣旨)

第1条 この規程は、消防本部及び消防署の消防車及び各車両（以下「自動車」という。）の安全運転を図るため、その自動車を運転する者（以下「運転者」という。）が、服務上遵守しなければならない必要事項を定めるものとする。

(運転者の心得)

第2条 自動車の運転に当たっては、常に消防任務の達成と社会的信用を高めるため人命尊重の精神に徹し、かつ、交通法令等遵守するほか、次の各号に定めるところによらなければならない。

- (1) 運転者は、過労、病気その他の理由により安全な運転ができないおそれがあるときは、必ず管理責任者、安全運転管理者又は所属上司に申し出て指示を受けなければならないこと。
- (2) 運転は、車両の性能、道路、交通状況、天候の状態に応じ安全な速度と方法で行い、急加速、急制動その他これらに類する粗暴な運転をしてはならないこと。
- (3) 勾配の急な下り坂においては、路面の状態及び車両重量を考慮し適切にエンジnbrake、フットブレーキを併用し速度を調整すること。
- (4) 上り坂、下り坂を走行するときは、変速機の使用ギヤーに応じた速度に調整し、エンジンを過度に回転させないこと。
- (5) 発進は、変速機の第1から行うこと。
- (6) 高速時又は曲り角でブレーキをかける場合は、クラッチを切らないこと。
- (7) 走行中は、チェンジレバーを中立にしないこと。
- (8) 降雪又は凍結時は、その状態に応じた防滑措置につとめること。
- (9) はしご車及びタンク車等は、特に車両の安全性、地盤の強弱傾斜及び架線等に注意すること。
- (10) 水たまり箇所を走行したときは、ブレーキテストを行い、要すればブレーキペダルをふみつつ走行してドラム内の水分を除き制動力の確保につとめること。
- (11) 緊急出動中の場合、相手方の車両が道路交通法（昭和35年法律第105号）第40条の規定により進路を譲るであろうことを予測して運転しないこと。
- (12) 信号機が停止注意を表示し、特に見通し不良の交差点に進入しようとするときは、道路交通法第39条第2項の規定にかかわらず、徐行若しくは一時停止して他の交通の安全を確認しなければならないこと。
- (13) 出務中、運転者はみだりに車両を離れないこと。ただし、やむを得ず車両を離れるときは、施錠すること。
- (14) 自動2輪車を運転するときは、ヘルメットを着用すること。

(同乗者の心得)

第3条 同乗者は、次の各号に定めることを行わなければならない。

- (1) 運転者に協力し常に前方注視し助言するほか、急停車カーブ等に対処して自らの危険防止に

つとめること。

(2) 走行中、運転者に対し順路等を指示するときは、充分余裕を与えて行うこと。

(運転の許可)

第4条 自動車は、所属長の承認を受けなければ運転してはならない。

2 指揮者は、自動車で出発するとき、及び帰着したときは、次の各号に定めるところにより所属長に報告し、公用車使用台帳に記載しなければならない。

(1) 使用目的、使用車両、行先、乗車人員、帰署予定時刻

(2) 帰署したとき、異常の有無その他必要な事項

(日常点検)

第5条 日常点検は、毎日出勤時（以下「交替時」という。）に自動車日常点検表（別記様式）に記載する事項について実施しなければならない。

(1) 交替時には、前勤務者は後勤務者に異常の有無その他必要事項の引継ぎを行うこと。

(2) 日常点検を終了したときは、直ちにその結果を点検表に記録すること。

(当務点検)

第6条 当務点検は、次の場合に実施しなければならない。

(1) 現場から帰署するとき。

(2) 現場から帰署したとき。

(3) その他必要があるとき。

(誘導及び合図)

第7条 次の各号に掲げる場合、同乗者は、下車して安全に誘導しなければならない。

(1) 踏切警手のいない踏切又は見通しの困難な踏切を通過するとき。

(2) 後退運転をするとき。

(3) 雑とうの場所で発進しようとするとき。

(4) その他道路狭あい、路肩不良のため誘導の必要があるとき。

(5) その他必要があるとき。

2 消防車の指揮者、運転者相互間の車内伝達は、次の要領により行わなければならない。

区分	指揮者（指示）			運転者（復唱）
	平常	赤（黄）	ストップ	
信号が停止又は注意のとき	平常	赤（黄）	ストップ	左と同じ
	緊急	赤（黄）	徐行又は「ストップ」	
信号が進めのとき	青進行			青進行
左（右）折のとき	左（右）進行			左（右）進行
速度指示	必要に応じて〇〇キロ			〇〇キロ
発車・停車	発車・ストップ			発車 ストップ
その他臨機の処置	踏切 ストップ左（右）注意等			左と同じ

3 同乗者、運転者相互の車内伝達は、次の要領により行うものとする。

区分	乗車員	運転者
緊急停車を要するとき	連続して「ストップ」	了解
左（右）安全のとき	「オーライ」	了解
後方安全のとき	「バックオーライ」又は「〇〇センチオーライ」	「了解」又は「よし」
上部の障害物を乗車員に注意するとき	よし	あたま
左（右）にカーブを乗車員に注意するとき	よし	左（右）カーブ
悪路を乗車員に注意するとき	よし	バウンド
急停車を乗車員に注意するとき	よし	「ストップ」等

4 降車誘導する場合の合図は、次の要領により行うものとする。

区分	要領
合図者に近づけると き	片腕を高く頭上にあげ、運転者に対し手のひらを裏返し、垂直から後方に動かす。
合図者の右又は左に 寄せるとき	片腕を高く頭上にあげ、運転者に対し手のひらを寄せる方向に向け垂直からその方向に動かす。
停車させるとき	両腕を高く頭上にあげ運転者に対し手のひらを向ける。
自動車と路肩又は障 害物との間隔を示す とき	両腕を高く頭上にあげ運転者に対し手のひらを向け合わせてその間隔を示す。

5 前項の場合において、合図者は、次の要領又は警笛の合図をあわせて行うものとする。

区分	要領	警笛
前後進させるとき	「前」「後」又は「バック」「オーライ」	連続して短笛 2 声
左又は右に寄せる とき	「左」「右」「オーライ」	〃
停車させるとき	連続して「ストップ」	長笛 1 声
障害物又は障害物 との間隔を示すと き	「左」「右」「前」「後」あと〇〇センチ	

(運転訓練)

第 8 条 運転者の技能向上のため訓練を行う場合、指導者が同乗し、特に事故防止に留意して技能

の習熟につとめなければならない。

(事故発生時の処置)

第9条 交通事故、重大な故障又は亡失事故が発生したときは、関係者は、直ちに次の各号に掲げる処置を講じなければならない。

(1) 交通事故の場合

ア 概要を直属上司を経て所属長に速報すること。

イ 関係法令に定められた措置を講ずること。

ウ 事故発生状況の記録、原因、資料の収集、保全につとめること。

(2) 重大な故障又は亡失事故の場合

ア 概要を直属の上司を経て所属長に速報し、その指示を受けること。

イ 故障の場合は、自力走行により故障が増大せず、かつ、安全走行ができることを確認してから走行すること。

ウ 事故発生の経過原因等の探求ができるよう、発生時の現況保存につとめること。

2 直属の上司は、前項の報告を受けたときは、遅滞なくその概要を上司を経て消防長に報告しなければならない。

(交通違反等の報告)

第10条 運転者は、職務の内外を問わず道路交通に関する法令違反をしたとき、又は交通事故を起こして、処分等の決定があつたときは、その状況及びその旨を速やかに直属上司を経て安全管理者に報告しなければならない。

(身上異動等の報告)

第11条 運転者は、運転免許の記載事項に変更を生じたときは、速やかに当該変更事項を直属の上司を経て安全運転管理者に届け出なければならない。

(補則)

第12条 運転者は、安全運転に関する意見を積極的に安全管理者に提案するよう努めなければならない。

附 則

この訓令は、昭和49年2月1日から施行する。

附 則 (平成16年3月29日訓令第8号)

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

別記様式（第5条関係）

自動車日常点検表

車名	号車			署長	係長	隊長	車隊長	機関員	
年月日									
始業準備	点検場所	有	無						
	燃料								
	潤滑油								
	冷却水								
点検箇所			良	否	点検箇所			良	否
1	ウインドクリーナ ホーンサイレン			13	左前ブレーキホース				
2	方向指示器			14	右後シャシバネ				
3	後写鏡			15	左後シャシバネ				
4	運転台計器			16	右後車輪				
5	フードサイドブレーキ			17	左後車輪				
6	かじ取装置の伝どう部			18	差動装置				
7	照明装置			19	後ブレーキホース				
8	右前シャシバネ			20	自在接手				
9	左前シャシバネ			21	変速機				
10	右前車輪			22	ブレーキマスターシリンダ				
11	左前車輪			23	ポンプ照明装置				
12	右前ブレーキホース			24	積載備品				
備考									
整備管理者									